



七 会報 年 迄

毛利氏庭園雪景



親睦会（於：萩市）



CONTENTS



No.121-2016

1

新年あいさつ

山口地方法務局	局長	山本 芳郎	1
山口県土地家屋調査士会	会長	杉山 浩志	2
山口県土地家屋調査士政治連盟	会長	三好 一敏	3

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	代表理事	渡邊 英雅	4
--------------------	------	-------	---

臨時総会報告	総務部長	乗川 慎二	5
--------	------	-------	---

支部研修会報告	岩国支部理事	平井 隆雄	6
	周南支部理事	西田 泰則	7
	山口支部副支部長	益田 正規	8
	宇部支部副支部長	豊川 奎植	9
	下関支部企画委員	半野 義隆	10

全国一斉！法務局休日相談所

山口会場	山口支部	川口 寛司	11
下関会場	下関支部支部長	清水 浩二	12

山口法律関連士業ネットワーク

一斉共同相談会 開催報告	広報部長	周原 稔	13
--------------	------	------	----

ハトマーク空き家無料相談会 結果報告

広報部長	周原 稔	15
------	------	----

PTA 交流授業の報告(岩国)	広報部理事	永瀬 勝博	17
-----------------	-------	-------	----

四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会	報告		
	業務部理事	原田 英樹	18
境界問題相談センターやまぐち	センター長	大田 浩治	20

中国ブロック新人研修 受講報告

防府支部	越智 隆次	22
------	-------	----

萩支部引き受け親睦会の報告	萩支部支部長	岡村 匠	23
---------------	--------	------	----

故 三好敏夫先生を偲んで

山口県土地家屋調査士会顧問	乗川 良介	24
---------------	-------	----

青調会の活動

全国青年土地家屋調査士大会 in 熊本

山口青調会	宮崎 敏幸	25
-------	-------	----

「第1回中ブロ青調会大会 in 山口」の報告		28
------------------------	--	----

会員の作るページ

旧関東軍司令部	萩支部	廣石 勝	29
---------	-----	------	----

事務局だより

広報部からのお知らせ

新年の御挨拶



山口地方法務局 局長 山本芳郎

あけましておめでとうございます。山口県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては御家族共々、明るい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、会員の皆様には、平素から、法務行政に対する深い御理解と登記制度の充実・発展のために、格別の御尽力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、法務局の最重要課題の一つである登記所備付地図作成作業につきましては、会員の皆様に全面的な御協力をいただいているところであり、昨年は、下関市丸山町地区の0.31平方キロメートルについて実施することができました。作業に携わっていただいた会員の皆さんとともに良い社会貢献ができたと思っています。本年は、周南市東金剛山・一の井手地区の0.33平方キロメートルについて実施することとしておりますので、引き続き、会員の皆様の御協力をお願いします。

オンライン申請の利用促進につきましても会員の皆様の御利用もあって、山口地方法務局管内におけるオンライン利用率は、全国の法務局の中でも高い利用率となっています。なお一層の御利用をお願い申し上げるとともに、御利用いただいていない会員の皆様にも、新年を機に、是非とも御利用をお願いします。

ところで、法務省は、時代の変化に伴う新たな課題への対応として、「空家対策の推進」と「所有者不明土地問題」に取り組んでいま

す。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて市町村に設置される協議会に対し、法務局は、国の機関として密接な連携を図ることが求められています。また、長期間にわたり相続登記がされず、実際の所有者の所在把握が困難となる所有者不明土地については、公示の観点から相続登記が速やかにされることが望ましいので、法務省（山口地方法務局）は、ホームページに相続登記の促進に関する記事を掲載し、登記手続を行うことの意味やメリットについて理解が進むよう広報するなどの取組を行っています。

加えて、山口地方法務局特有の問題として山地番・耕地番の解消があります。平成23年度から順次解消作業を行っていますが、これを更に推進するため、平成27年度から5か年で可能な限り速やかに全ての山地番・耕地番を解消するための新たな計画を策定し、市町の協力を得ながら鋭意取り組んでいます。

結びに当たり、山口地方法務局は、今年も会員の皆様の御支援をいただきながら、国民の皆様の信頼と期待に応え得る質の高い行政サービスの提供を目指して、職員一同、全力で取り組んでいく所存ですので、引き続き御支援のほどよろしくお願い申し上げますとともに、山口県土地家屋調査士会の益々の御発展と、会員及び御家族の皆様の御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

山口県土地家屋調査士会 会長 杉山浩志



新年明けましておめでとうございます。

本年が山口県土地家屋調査士会会員並びに関係各位の皆様方にとりまして、実り多き一年になりますよう心よりご祈念申し上げます。

今年は60年に一度の丙申年でございますが、我々の歴史にあてはめると、土地家屋調査士制度が誕生したのが今から66年前の昭和25年であり、表示登記制度は、その10年後の昭和35年施行となります。60年前の丙申の年、表示登記制度ができる以前の土地家屋調査士の世界とは、いったいどのようなものだったのでしょうか。

税務署から登記所に台帳事務が移管され、一元化法成立前の表題部用紙を作成して登記簿冊に綴じ込んだバインダー化作業時代、多くの土地家屋調査士の先輩方にお骨折りいただいたことと推察いたします。そのご労苦があったからこそ、今の登記制度、土地家屋調査士制度が発展してきたのだと言えるのではないのでしょうか。

それでは逆に当時の先輩方は、60年後の土地家屋調査士の世界をいったいどのように予想されていたのでしょうか。今の我々の姿は先輩方が予想された土地家屋調査士像となっているのでしょうか。ここ十数年で、表示登記件数も半減しているという状況もあり、現状を考えますと、我々土地家屋調査士にとっても厳しい時代であるということは否めませ

ん。しかしながら、この現状をこれからの時代に我々土地家屋調査士がどう存在すべきかを見つめ直す良いチャンスと捉えてはどうでしょうか。我々の業務を考えましても、表示登記の手續代理人という枠だけではなく、筆界特定、ADR、境界鑑定、境界管理、空家対策、そして、これからの高齢化社会において境界のスペシャリストとしてのビジネスチャンス等、我々の業務と成り得るものが実に多く存在していると考えております。

これらを確実に我々の業務としていくためには、様々な研修を行い、一人でも多くの会員が研修に参加され、研鑽を積んでいただくことも重要であります。

また、ADRセンターに関しましては、次年度の法務省認証を目指すとともに、認証後の研修もしっかりと策定し、その後の展開につなげていきたいと考えております。

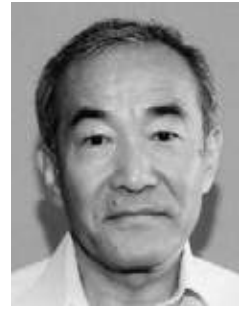
山口会のこの取り組みが、60年前の諸先輩方が描いておられた土地家屋調査士像に一步でも二歩でも近づくものでありたいと考えております。

そのためにも、今まで以上に、土地家屋調査士と関係各位の皆様方に、より良いご猿(えん)があることを願って、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

新年の御挨拶

山口県土地家屋調査士政治連盟 会長 **三好一敏**



新年明けましておめでとうございます。

私が住む萩市は、昨年はNHK大河ドラマ、「花燃ゆ」で全国的に知名度がアップ致しました。そんな中、松下村塾を含む萩城址が明治日本の産業革命遺産の一つとして世界遺産に指定され、観光ブームに拍車がかかりました。押し寄せる観光客でホテルの予約が取れないというクレームをしばし耳に致しましたし、ホテル代が高くなったということも聞いております。一部のみやげ品の購入が出来ないので何とかしてもらえないかという話も舞い込んで来ました。不景気な我が業種に比べ、まさにうらやましい現象の1年でした。

私の事務所が面する道路は、萩城下町絵図で400年前から存在していることが確認でき、毛利の殿様が江戸への参勤交代に使ったお成り道です。近年は毎年12月に萩城下町マラソンのコースにもなっており、我が調査士会のマドンナ伊藤事務局長や会員の何人かが走っているコースでもあります。このお成り道沿道には、かつては古い民家や商家が立ち並び、萩城下町の歴史を感じさせる通りであったと思われませんが、今では新しい建物が建ち並び、わずかな古民家が残っているだけとなりました。私の事務所前に築100年以上経った古いかつては商売（油屋）をしていた民家があります。柱の根本付近が朽ち、二階建ての建物の重量に耐えかねて傾き始めています。住人は10年前から高齢のため施設に入居し、この家に帰ってくることはありません。2年前の正月明けに、その家の隣の家から出火し隣の家は全焼いたしました。幸いこの建物は一部が類焼はしましたが焼けずに残り、家の管理を任されている財産管理者（弁護士）が取り壊しを検討していることを聞きつけました。「これは大変だ。毎日見ている光景が変わってしまう。」「お成り道沿道から古き趣のある景色が消えてしまう。」と危機感を抱き無謀にも建物の取り壊しを止めて欲しい。保存活動を行うので、しばらく時間をもらいたいと願い出て、建物の存命がなされたのであります。取り壊し寸前で救われた建物ということで地元ローカル紙にも掲載され、大きく

クローズアップされました。しかしその後2年近くが過ぎようとしていますが何も進んでいないのが実情です。今後どのように保存をし、有効活用すればいいのか。修理保存費用は場合によっては5千万とも1億円ともみられる保存費用の捻出をどうするのか、もはや個人の力ではどうすることもできない情勢になっております。

今後は、私が描く初夢のようなもので、確信があるわけではありませんが、まず保存主体となるNPO法人を立ち上げること。署名活動を行って賛同者を増やすこと。行政機関に土地建物の買い取りを行って貰い、併せて大規模修繕を伴う修理もしてもらうこと。萩博物館で保管されている展示物の一部をこの古民家で展示することが出来、萩観光の一躍を担えること。他にも私が会長を務めている町内会で会合等有効活用を行うことも考えられます。

この初夢を実現するには、思いを同じくする同志を募り、日常的な付き合いがある政治家にお願いをして、政治的な大きな力を必要とすると思っております。初夢が夢で終わるのか実現できるのか、建物の傾き加減からして残された時間が余りなくなっております。

土地家屋調査士の制度を守れるのは我々土地家屋調査士自身です。土地家屋調査士会員の一人一人の力が結集されて、制度の充実発展が図れるのです。土地家屋調査士政治連盟は現在調査士を生業としている会員は勿論、将来の調査士を目指す人たちのために、制度を守るための政治活動であるということ声を大にして訴えます。自分たちの身を守るのは我々自身であるということ。

今年が皆様方にとって良き年になりますよう心からお祈りをしております。

今年の新年の挨拶はいつもの政治連盟会長としての挨拶スタイルを止め、身辺の様子を交えて投稿したことをお許し頂きたいと思っております。

新年の御挨拶

公益社団法人

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事

渡邊英雅



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く厚く御礼申し上げます。本年も宜しく願い申し上げます。

昨年は、国会におきまして安全保障関連法の成立、改正公職選挙法の成立と、今までの日本の体制から大きく一步踏み込んだ法案が成立いたしました。また、マイナンバー法が施行され、マイナンバー通知カードの誤配達や未配達、「マイナンバー詐欺」と言われる犯罪の発生などにより、混乱をきたしている様子がマスコミ各社の報道により散見されました。これらの法律については国民の間で大きく賛否が分かれています。賛否はともかく、この国が大きな転換期を迎えているのではないかと思います。

そのような中で、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたのは、皆様もご周知のとおりです。土地家屋調査士の活用について期待されるにはありますが、具体的な関与についての指針は示されていないことから、当協会といたしましては、貴会と引き続き情報交換、連携を行い、空き家対策事業について検討していく所存ですので、会員

の皆様からのご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

また、「山林地図検討委員会」を代表とする貴会との合同委員会の設置、貴会と当協会による協議会開催、当協会理事会への貴会役員のご出席など、貴会と当協会とが密な連携をはかることにより、土地家屋調査士業界の発展に寄与していく所存です。今後も会員の皆様からのご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

他方、当協会は、不動産登記法第14条第1項地図作成作業に関しましては、周南市での業務を一般競争入札で受注いたしました。また、下関市では2年目の業務を遂行しております。地図作成事業は、国民の権利の明確化に寄与するのみに限らず、万が一、災害により被災した際には復興には欠かせない資料となることから、今後も積極的に参画し、公益法人としての責務を果たしていく所存です。

最後になりましたが、山口県土地家屋調査士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

臨時総会の報告

総務部長 乗川慎二

会館賃料等に関する臨時総会が下記のとおり開催された。

1. 日時 平成27年11月17日（火）午後14時～
2. 場所 山口市維新公園四丁目1番1号
維新百年記念公園 スポーツ文化センター2F視聴覚室
3. 出席者 会員総数 224名
本人出席 36名
委任状出席 110名
出席会員合計(議決権数) 146名
4. 議案 第1号議案
賃料減額確認請求訴訟の第一審判決受け入れの件



第2号議案

平成24年度分賃料の遅延損害金支払い承認の件

5. 議事

議長に周南支部の林弘会員、副議長に山口支部の和田祐二会員が就任し、議事の進行を行った。本臨時総会には顧問弁護士である弁護士法人中山修身法律事務所より中山修身弁護士、額田康孝弁護士も同席された。

第1号議案の賃料減額確認請求訴訟の第一審判決受け入れの件では提案理由の説明の後、杉山会長より今日に至るまでのJR西日本との経緯概略等の追加説明を行なわれた。質疑では判決金額はまだ高いのではないかと今後、地価が更に下落した場合はどのようにするのかとの質疑に対し、杉山会長、中山弁護士が応答された。採決を行ったところ、挙手多数により可決承認された。

第2号議案の平成24年度分賃料の遅延損害金支払い承認の件では提案理由の説明の後、杉山会長より遅延損害金発生についての経緯概略等の追加説明を行なわれた。質疑がなかったため採決を行ったところ、挙手多数により可決承認された。

以上にて臨時総会の報告を終了とさせていただきます。



支部研修会報告

「第3回支部研修会」の報告

岩国支部理事 平井隆雄

- 開催日時 : 平成27年11月28日(土)
午後1時30分から午後4時30分
- 開催場所 : 柳井市都市農村交流施設
ふれあいどころ437
- 内容 : マイナンバーで何が変わるのか? ~12桁の番号と私たちの生活~
- 講師 : 石崎社会保険労務士事務所 代表 石崎 秀郎
- 参加者数 : 12名

平成27年11月28日に岩国支部第3回支部研修会が開催されました。

研修内容としては、石崎秀郎先生を招きマイナンバーについての講義をして頂きまし

た。石崎先生の講習はパワーポイントで基礎からの説明で解りやすく、マイナンバーという名前だけが先行している私にとっては、マイナンバーの意味などを知るうえで大変勉強になりました。

各会員からも途中で先生に質問なども飛び交い、私たちの仕事とは直接関係ないものですが大変有意義な研修になったのではないかと思います。

今後今回のように各方面からの講師を招き、調査士としての研修だけでなく幅広い分野の知識を身につけることが大事になってくるように感じました。

この国の政策が国民にどのくらい普及するかまだわかりませんが、これからもニュースなども見てしっかりと私たちも対応していきたいと思います。



平成27年度第1回周南支部研修会の報告

周南支部理事 西田泰則

平成27年9月30日（水）午後1時30分より、山口地方法務局周南支局3階会議室において支部研修会を開催した。講師に、下関市在住の不動産鑑定士藤井正隆氏をお招きし、周南支部の11名が参加した。

講演内容は、土地評価に関する制度の概要にはじまり、不動産鑑定業務の現状やここ数年の地価動向を、豊富な資料と図解により、本県と全国及び主要都市とを対比しながら解説するといったものであった。

中でも地価の変動が、従来のように都心と郊外、中心と周縁といった「二極化」の様相を呈しながら、一帯の区域特性を越えて、収益性や用途性といった実需ベースの傾向、すなわち「個別化」が進行しているのが近年の特徴であることや、実際の地価の査定方法など、鑑定士業務の具体的な一端も窺われ、不動産に関わる職業柄、とても興味深いものがあった。

最近、景況が回復しつつあるように聞かれるが、一方で、今年の県下の住宅地平均価格は、14年連続で下落し、商業地では22年連続の下落を記録したという。県庁所在地の住宅地平均価格にいたっては、2年連続で全国最下位だったとか。

地価の変動には、大都市と地方の間で大体2、3年のタイムラグがあるそうで、大都市の地価の動きは、2、3年後の地方圏に、同じようなグラフの線を描いて相関するらしい。今後経済が失速しなければ、地価の変動率もプラスに転じるかもしれない。が、もとより最下位には最下位の理由があるのであって、当然ながら、地価の上昇が意味するところも決して一様なのではない。

終盤、先生のお話が、県下の地価動向に触れて、にわかに溜息混じりになったのが何となく印象的であった。



平成27年度第1回山口支部研修会報告

山口支部副支部長 益田正規

日時：平成27年12月11日（金）
午後2時～5時
会場：土地家屋調査士会館3階会議室
内容：「土地家屋調査士が知っておきたい税」
①日常業務における疑問
②事務所経営における知っておくと得する税

今回の研修会は、税理士の伊藤栄治先生を講師としてお迎えし、日頃あまり意識していない税について3部構成で講義していただきました。

第1部は、相続税及び贈与税について、概要と平成27年からの改正ポイントを説明していただきました。遺産に係る基礎控除額が60%に減額されたため、相続税の申告が必要となる人の割合が増えることが想定されることや、相続時精算課税を適用した財産は贈与時の評価で計算するため、将来値下がりするものは不利になることを学びました。

第2部は、日常業務にも関連がある税について、伊藤先生へ事前に質問しておいた内容を中心に説明していただきました。親名義の建物に子が出資して増築した場合の贈与税については持分の調整によりクリアできるが、従前建物の持分を親から子へ譲渡したことにより譲渡所得税が発生するケースもあるので

注意する必要があるとのことでした。固定資産税については、家屋の課税基準日や登記との関連性、土地の地目変更と評価の関係や国土調査後の課税変更時期、空家等対策推進法により特定空家等として勧告の対象となると、たとえ建物が建っていても住宅用地の課税標準の特例対象から除外されるため、固定資産税は約3.6倍になることについて学びました。

第3部は、事務所経営に関連する税として、所得税については所得を計算するうえでどのようなものが必要経費になるのか、源泉所得税については仕組みや源泉徴収義務者について説明していただきました。また、法人成りのメリット・デメリットとして、税金対策における法人と個人事業主の違いを解説いただきました。経営者の給料、その家族への給料、退職金、事業用資産の賃料など、法人にすることにより節税対策となることが分かりました。

最後に、質疑応答があり、積極的な質問が多数あり時間が少し足りないくらいでした。税については、自ら勉強する機会も少ないので大変有意義な研修となりました。

年末のお忙しい中、講師を引き受けてくださった税理士の伊藤栄治先生にお礼を申し上げます。



平成27年度第1回宇部支部研修会の報告

宇部支部副支部長 豊川奎植

日 時：平成27年10月25日（日）
午後1時00分～4時30分

場 所：宇部市野球場 第1会議室
ユーピーアールスタジアム

内 容：GNSSを使った実務講習
講師①株式会社ニコトリンプル
九州エリアマネージャー様
②株式会社諏訪様

出席者：会員8名

初めに、座学による講義で、今回行うGNSS測量について学びました。

スタティック法など、各測量方式による特徴が紹介され、作業規定の運用基準などについて説明がありました。また、受信機1台を用いたネットワーク型RTK（VRS-RTK）による観測について図解されました。利

便性に優れていることから、現在、広く使用されている観測法とのことです。難しいと思われる位置情報の解析について、平易に解説していただきました。

次に、会場周辺の街区基準点から、新点を求めるため、同RTK型の間接法による基準点観測を行いました。観測作業の労力はTS観測よりも負担が掛かりません。したがって、短時間で公共座標に取付けることが可能です。参加者が同観測法の優位性（資料）を実感しました。

観測終了後、講師がPCにデータを取り込み、誤差が許容範囲内であることを参加者で確認しました。定型のフローに従って、平均計算を行いました。また、グーグルアース、国土地理院HPを利用した基準点の入力方法が紹介されました。なお、今回の新点は街区節点を代用しております。

研修を準備された藤井支部長、松村理事、講師をされたご担当者様にも、お礼申し上げます。



平成27年度 第2回下関支部研修会報告

下関支部企画委員 半野義隆

日 時：平成27年11月28日（土）
会 場：下関市勤労福祉会館 4階ホール
内 容：ドローン(UAV)の活用による3D
モデル作成、調査士業務への利活用
講 師：兵庫県土地家屋調査士会 藤井十章様

本研修会は山口青調会主催の中国ブロック青年土地家屋調査士大会との共催であり多数の受講者が来られ、盛大に開催されました。また、第1回支部研修会でドローン(UAV)本体の展示及びデモストレーションも行っており、本研修会との継続的な研修になったのではないかと思います。

研修内容の“ドローン”といえは首相官邸の落下事件やアマゾンの宅配ドローンなど今、何かと世間を騒がせている無人飛行機体ですが、実際に測量及び調査士業務で利活用可能であるのかと興味と関心を持たれている方も少なくないと思います。

この度、兵庫県土地家屋調査士会 藤井十章様を講師としてお迎えし、実体験を交えた貴重な内容を講聴できましたが、私自身は未経験の分野であり、正直理解できない内容のものもありました。

研修内容については法律(航空法等)による規制及び条件、作業計画(風力予想及び墜落等についての注意点)並びにジオリファレンスとGNSSの利用及び3Dモデリング、GISへの利用等々、内容盛り沢山で一言では報告しきれませんが下記の3項目について報告いたします。

1. 改正航空法が平成27年12月10日に施行され、対象空域内でドローン等(200g以上)

を飛行させるには許可、承認の申請手続きが必要になります。

2. ドローンを業務で使用する場合、当日の風力、GPSの補足数不足及び機械的、人為的な要因により墜落の可能性は十分考えられるので、パニックにならないようにGPSなしの状態ですら十分に練習をしてからの方が良い。
3. 現在、下関市で実施されている14地図作成作業実施区域のオルソ画像(空撮画像)をもとに測量成果との重ね図及びGISを利用しての断面図作成等の実演をしていただきました。

GIS及び画像処理技術の飛躍的な発展によって、測量の主流が平板からトータルステーション、GPSに変化したように、画像(空撮画像)と処理ソフトに変わる日も近い将来に来るかもしれないと思いました。簡単ではありますが第2回下関支部研修会の報告とさせていただきます。



全国一斉！法務局休日相談所

山口会場

山口支部 川口寛司

平成27年10月4日（日曜日）午前10時から午後4時まで、全国の154か所で全国一斉！法務局休日相談所が開催されました。

法務局職員ほか、公証人・司法書士・土地家屋調査士・人権擁護委員の方が、相談員として相談を受けておられます。

山口会場は、中市コミュニティホールNac

（山口市中市町3-13）で開催されました。

土地家屋調査士担当の相談は、7件を受けました。

土地の表示に関する登記の相談 3件

土地境界紛争に関する相談 3件

測量に関する相談 1件



会場	相談来所者数	相談対応者区分	相談の内容及び件数																		
			不動産登記(権利)	不動産登記(表示)	商業・法人登記	戸籍	国籍	供託	人権	法務局の業務	後見	相続・遺言	公正証書	不動産賃貸借・売買	境界	訴訟・調停	税金・年金	債権債務	法律相談一般	計	
山口会場	50	法務局	1件	1件	1件	1件														6件	
		司法書士会	1件								1件	7件			1件		1件		1件		12件
		土地家屋調査士会		1件											6件						7件
		公証人会											4件	1件							5件
		人権擁護委員連合会								7件											7件
		弁護士会																		9件	9件
		内容別小計		2件	2件	1件	1件	0件	0件	7件	0件	1件	8件	4件	1件	1件	7件	1件	0件	1件	9件
下関会場	18	法務局		1件											1件					3件	
		司法書士会	1件																		1件
		土地家屋調査士会													2件						2件
		公証人会											1件								1件
		人権擁護委員連合会																			0件
		弁護士会																		9件	9件
		内容別小計		1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	9件

下関会場

下関支部支部長 清水浩二

平成27年10月4日の日曜日、『全国一斉法務局休日相談所』が下関市生涯学習プラザで10時から16時まで開催され、相談員として、法務局の職員、公証人、弁護士、司法書士、人権擁護委員、そして土地家屋調査士が参加しました。

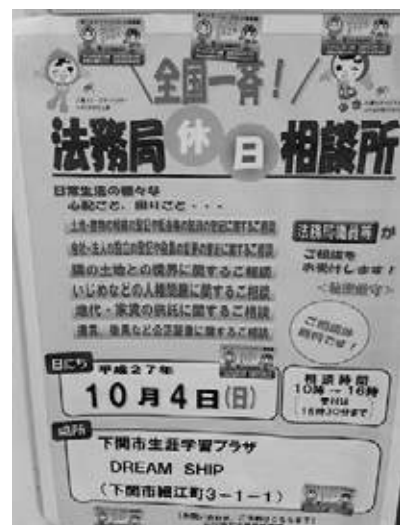
この相談会は、平成23年から始まり、今年で4回目の開催となり、多くの分野の相談員が参加し、休日に開催されるという事で、市民の皆様にはとても良い機会となっているようです。

私は午前中の時間帯を担当し、お一人の相談者の対応をさせて頂きました。相談内容としては、地籍調査が実施される地域の土地をお父様がお持ちで、立会後に隣接の方から以前立ち会った位置と違う位置を境界として示されたとの事で、どう対応すれば良いか困っているとの相談でした。相談者のお話では、最近、お父様は、毎日土地の境界の話ばかりされているとの事で、面倒だから筆界未定にしてしまっても良いか。との話にもなっているとの事でした。

現在、下関市内では、法務局発注の地図作成作業を行っております。筆界未定になった場合のデメリットの説明を所有者の方々に何度となくしておりますが、今回の相談者にも、筆界未定のなった時のデメリットを説明しました。相談時間は、当初の予定の30分を大きく超え、70分の相談となりましたが、相談者の方は、筆界未定になった時の大変さや境界確認の重要性は伝える事が出来たのではないかと思います。

相談者の話では、どこに相談に行けば良いか分からず困っていたとのことでした。下関支部では、定期的に無料相談会を開催しておりますが、もっと市民の方々に相談会を開催している事を告知し、少しでも多くの市民の皆様には、土地家屋調査士の仕事を知ってもらい、市民の皆様には役立つ職業という事をアピールしなければと思いました。

最後になりましたが、休日にも関わらず、会場の準備等でご尽力下さいました、法務局の職員の方々に感謝を致しまして、私の報告に代えさせて頂きます。



『第18回一斉共同相談会』開催報告

広報部長 周原 稔

平成27年11月7日（土）に「シンフォニア岩国」において山口法律関連士業ネットワーク一斉相談会が開催されました。（本年当番会・山口県社会保険労務士会）

特別な災害等が無ければ通常この時期に開催され、順次主要市町を巡回する形式にて本年度は岩国市で行なわれました。

山口県土地家屋調査士会からは、河内正幸会員（岩国支部）と私、周原稔の2名が参加しましたが、調査士業務に関する相談は、土地関連及び建物関連が各1件でした。

（内訳）

- ・未登記の家屋についての相談
- ・筆界未定地の土地の境界確定についての相談

本年、「マイナンバー制度」が施行され、税理士会及び社会保険労務士会関係の相談が多いのでは・・・と予想していましたが、発令直後という事もあり全体の理解が充分浸透されていないのが現状でありほぼ皆無状態でした。

一斉相談会の結果は以下のとおりです。

1. 相談件数（のべ）

事前予約数	当日	計
12 件	5 件	17 件

2. 当日の来場者

団体名	相談員	対応回数
司法書士会	6	2
社会保険労務士会	11	0
税理士会	4	0
土地家屋調査士会	2	2
弁理士会	—	—
不動産鑑定士協会	2	1
弁護士会	6	12
行政書士会	2	0
計	33	17

相談者の性別	
男	12
女	5
計	17

↑会場入りした人数（担当時間は区分しない。）

3. アンケート回答者数

17名中、15名	(回収率：88%)
----------	-----------

4. 相談会を知ったきっかけ（複数回答あり）

チラシ	4
市町広報紙	4
各士業窓口	1
週刊いわくに	2
新聞・テレビ・ラジオ	4
官公庁	0
友人・知人	1
その他	1
計	17

5. 他の機関で相談した回数

ない	9
1回ある	3
数回ある	3
無回答	0
計	15

6. 説明は理解できたか？

大変良く理解できた	10
だいたい理解できた	5
あまり理解できなかった	0
まったく理解できなかった	0
計	15

7. 相談者地域別

岩国市	14	平生町	1	その他	2	計	17
-----	----	-----	---	-----	---	---	----



『ハトマーク空き家無料相談会』の結果報告

広報部長 周原 稔

平成27年11月23日（月）に一般社団法人 山口県宅地建物取引業協会が主催する「ハトマーク空き家無料相談会」が山口県下8支部において一斉開催されました。

山口県土地家屋調査士会においても共催という形で参加しました。

祝日にもかかわらず、各支部より相談員として派遣された先生方にはご多忙中のところ大変お疲れ様でした。

当日のスケジュールは、

第1部 『空き家と相続の対策セミナー』（13：30～14：30）

各支部所属の税理士の先生によるセミナーを開講

第2部 『個別相談会』（14：30～16：30）

という流れの中、相談者の多くは各支部所属の宅地建物取引士等との個別相談でほとんど終始し、参加した我々土地家屋調査士を含め、他士業の先生方ともアドバイザー的な立ち位置であり、相談件数が少ないのはやむを得ないように感じました。

しかしながら、土地家屋調査士業にとって不動産業との関わりは不可欠であり、要請にしっかり応えていくことは今後も必須であると考えられます。

又、今年が第1回目ということなので、定期化することも十分考えられることから来年度以降においても各支部の対応をよろしくお願いします。

尚、個別相談会の結果は以下のとおりです。

■会場別来場者数

支部名	会場	第1部 対策セミナー（人） （ ）内は一般来場者数（内数）	第2部 個別相談 （組）
下 関	シーモール下関4Fシーモールホール	25（18）	8
宇 部	宇部市文化会館	39（30）	16
萩	萩市民館	14（7）	4
山 口	翠山荘	31（23）	9
防 府	カリヨン203	21（17）	10
周 南	周南地域地場産業振興センター	32（19）	6
柳 井	田布施町商工会館（サリジェ）2F	11（6）	5
岩 国	岩国市民会館	39（24）	9
合 計		212（144）	67

（数字は、主催者側の報告に基づくものです）

■土地家屋調査士対応件数

(敬称略)

支部名	相談員名	相談件数	内 訳	
			土 地	建 物
下 関	山 崎 義 文	0	-	-
宇 部	若 林 功	1	1	-
萩	岡 村 匠	0	-	-
山 口	若 月 慎一郎	1	1	-
防 府	林 俊 男	0	-	-
周 南	林 洋 子	0	-	-
柳 井	平 井 隆 雄	0	-	-
岩 国	周 原 稔	1	1	-



山口県立岩国工業高校PTA交流授業に参加して

広報部理事 永瀬勝博

日時 平成27年10月22日（木）

午前9時から午後12時40分

場所 岩国工業高校 電気科クラス

講義内容 土地家屋調査士の仕事について

昨年度に引き続き、岩国工業高校の交流授業に、山口県土地家屋調査士会として私が、地元企業の参加として、岩国支部井上哲也会員が出席しました。

警察署や消防署など全15団体が参加する中、私は2時限目（9：55～10：45）の電気科1年生の35人のクラスを任せ、土地家屋調査士の仕事をテーマに授業をすることになりました。

土地家屋調査士の仕事を高校生にうまく伝えるため、「連合会発行のマンガでわかる土地家屋調査士のしごと」を使用教材として授業を進めていきました。

大人でも初めて聞く言葉が多い内容ですので、生徒の皆さまにうまく伝わったかどうかわかりませんが、ちゃんと聞いてくれている生徒さんも多くいらっしゃり安心しました。

50分間、話し続けるということの大変さを痛感する1日となりました。

最後に、広報部として突然の依頼に快く対応いただき、3時限目（11：00～11：50）都市工学科1年の授業を担当頂いた岩国支部井上哲也会員に感謝いたします。



四国・九州・中国ブロック 協議会合同研修会報告

四・九・中ブロ合同研修会の報告(1日目)

業務部理事 原田英樹

四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会の一日目、11月13日(金)午後1時00分から午後5時00分まで、松山市道後地区の「メルパルク松山」にて3ブロック協議会合同研修会が行われました。

まず、「異“Survey”文化交流と土地家屋調査士の未来」というテーマで、中国ブロック協議会広島会 山中 匠会員が講師。海外の測量事情と日本の測量事情の違いなど、また、測量方法や調査方法の未来像について講演された。

次に、空家等対策の推進に関する特別措置法について～土地家屋調査士の役割は何？市民目線で考える～というテーマで、四国ブロック協議会愛媛会 小野 勇会員が講師で行われた。

1 特措法制定の背景について

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、空き家が年々増加している。この中には、適切な管理が行われず、放置されているものも少なくない。こうした管理不十分な空き家が、安全性の低下、公衆衛生の悪化、警官の阻害等、多岐にわたる問題を惹起している。この問題は、過疎化地域のみならず、都市地域においても顕在化するなど全国的な広がりを見せ、日増しにその深刻の度を増している。その空き家の数は、過去20年間で約2倍にも増加している。

空き家の発生による問題点として、①防災性の低下(積雪等による倒壊、崩壊/屋根・外壁の落下/火災発生のおそれ)、②防犯性の低下(犯罪の誘発)、③ごみの不法投棄、

④衛生の悪化、悪臭の発生(蚊・蠅・ねずみ・野良猫の発生・集中)、⑤風景・景観の悪化、⑥その他(樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散等)がある。

このような状況から、市町村等の地方公共団体は、独自に定めた条例等に基づき必要な助言・指導等を行うなど、適切な管理を促してきた。しかし、地方公共団体の取組みに限界があり、国レベルで制度的枠組みを整えたいめ制定された。

2 特措法制定の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2条1項)
- 「特定空家等」とは、
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われなかったことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(2条2項)

背景にあった事例等は、2条2項にある「特定空家等」にあたる。「特定空家等」にあたらぬ「空家等」の対策についてもこの法律に記載される。「空家等」に関する内容の方

が多いのではないか。

3 施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等
- 空家等についての情報収集
- 空家等及びその跡地の活用
- 特定空家等に対する措置
- 財政上の措置及び税制上の措置等

4 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針について

この指針の中に、実施体制の整備がある。

- (1) 市町村内の関係部局による連携体制
- (2) 協議会の組織（7条）
- (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備

(2)の協議会の組織には、『協議会の構成員として、具体的には弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究者、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、道路管理者等公物管理者、ま

ちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体が考えられる。これに加え、都道府県や他市町村の建築部局に対して協力を依頼することも考えられる。』とあり、土地家屋調査士の必要性を訴えることができるのではないか。

空家等対策の推進に関する特別措置法を勉強してきたが、土地家屋調査士として取り扱う範囲は多くないことがわかる。しかしながら、土地取引においては、土地の境界が明確でなければ、取引の対象となる物件は定まらない。附帯決議にある①隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止する②空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にするということは、土地家屋調査士の重要な役割と考えられる。

空き家の発生や予防、適正管理・利活用、解体後の跡地の利活用等に関し、法律専門資格者としていろいろな働きかけ・取組みができるのではないのでしょうか。

山口県内でも、協議会が設置された、または設置されるようです。今後の業務拡大に繋げていきたいものです。



四・九・中ブロック合同研修会の報告（2日目）

境界問題相談センターやまぐち センター長 大田浩治

四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会の二日目、11月14日（土）午前8時30分から12時30分にかけて、松山市の「にぎたつ会館」で3ブロック協議会合同によるADRの研修会が行われ、各会のセンター運営に係わる役員を含む70名が前日から引き続き参加しました。

テーマは「紛争解決支援をするADR認定調査士の進む道（ノンADR認定調査士の進まない道）」で、講師は紛争理論学習歴12年、調査士実務歴30年などと紹介された境界問題解決センターふくおかの関与員である細川正弘会員。センターふくおか設立以前からレビン小林久子先生のもとで学んできたADRの基礎的な知識を織り交ぜながら、ADR認定調査士の存在意義や役割、心得などを再認識させる講義、また、センターふくおかでの調停成立事例の概要の説明をされました。以下、項目を追って報告します。

1 ADR認定調査士とは何か

・境界紛争解決に関して調査士法3条では7号の代理業務と8号の相談業務がある。ADR認定調査士の存在意義を危ぶむ声があるが、8号の相談業務に活躍の場は十分にある。相談は一方方向ではなく意見交換、話し合うこと。センターふくおかで和解に至った調停は相談を経ているので、相談は和解のため有効ではないかと考える。

・平成17年の法改正で筆特手続とADR認定調査士制度が決まり、調査士は「紛争」に、また「弁護士」に係わるようになった。平成15年から全国の調査士会でセンターが開設され、認証を受けたのは現在20カ所。ADR認

定調査士は「境界紛争解決支援調査士」と言える。

・レビン先生の教えられる調停の特長を整理すると、法律によらず、暴力・強制・説得をしない、当事者の理性・自尊心・思いやりで話し合う解決法であり、「人格尊重型」と言えるのではないか。当事者の人間的要素をいかに引き出すかにかかっており、調停の成否は調停人の責任。

2 ADR認定調査士は何をするのか

・「紛争」を避けていたこれまでとは違い、「紛争解決」支援の方向へ向かう。「はい」、「いいえ」の二択や、問題の落とし所へ誘導するのではなく、「どのようにして解決しましょうか」と当事者の望むことを発言させる方がよい。

・弁護士、登記官、裁判官とは使命が異なり、ADR認定調査士は「境界問題解決の唯一の専門家」であり、その使命は紛争解決支援である。

・「紛争の基盤（地図）整備」のためにサポートする立場でもある。どこで紛争が起こり、何が問題なのか、当事者間で認識の相違がないか明らかにし、同じ土俵に立たせるために、





中立な調査士が当事者双方から依頼を受けて共通図面を作成する。

3 ADR認定調査士は何をしていくのか

・紛争事項をA聞く、大まかに聞く、必要であれば詳細に聞く、B分析する、分ける、単純化する、C整理する、系統化する、グループにする、D話す、話し合う、E一緒に考える、考えてもらうー以上を繰り返す。

・なぜするのかと言われれば、当事者のためであり、紛争解決の先には平和がある。自分だけの平和はあり得ず、相手が平和でなければ自分の平和は不安定。自分が正しいと思っ
て戦う人は正義のためと言うが、平和になるには話し合いしかないと思う。

4 調停事例より考察

この項では、センターふくおかで調停成立に至った事例10例について場所や当事者を秘し、期日回数や期間、申立や合意の概要、費用が紹介されました。

ピックアップされた紛争のキーワードは、土地家屋調査士の関与、建物が越境、ブロック塀の所有、エアコン室外機、国土調査、境

界確認書などでした。事例の中には、2回の期日で短期に解決したものから、6回の期日を開き2年近くかかったものまであり、合意内容の中に地図訂正や所有権移転登記の手続をも含むものもありました。

申立て時には無かったものでも関連する事項を盛り込めるのはセンターだからこそという説明があり、当事者が望むことに対して柔軟に調停ができることがセンターの調停の特長、有用性を物語っているようでした。また、豊富な事例から調査士会員にとってもセンターの利用がより身近に感じられるようになったのではないかと思います。

5 終わりに

米国の現代調停では、問題解決したときでも解決しないときでも、当事者や調停人を「いい気分」にさせるというレビン先生の言葉を紹介し、調停はしないよりも、した方が必ずその後の人生にとってプラスになる、良い結果になると思っているとの持論を述べられました。

最後に参加者全員からADR認定調査士について様々な意見発表が行われました。事前相談を担当して筆特申請を受託したADR認定調査士が生まれている実績を紹介しながら、ボランティアではなく報酬に結びつく業務として確立していくことの重要性が語られたのははじめ、事例研究を通じてADR認定調査士の具体的な役割を考えていってはどうか・・・など様々な意見が発表されました。

中国ブロック 新人研修報告

中国ブロック新人研修会を受講して

防府支部 越智隆次

新年明けましておめでとうございます。時が経つのは早いもので、私が土地家屋調査士の登録をしてから一年が経とうとしています。新年を迎えるにあたり、より一層の自己研鑽を積み重ねて日々業務に取り組んでいかなければならないと決意を新たにしました次第であります。

さて、昨年11月に岡山県で開催された「平成27年度中国ブロック新人研修会」についてご報告致します。

「平成27年度中国ブロック新人研修」は平成27年11月20日～22日の2泊3日の日程で、岡山県岡山市で開催されました。参加者は中国5県から、昨年登録した新人調査士と未登録の有資格者があわせて17名が参加していました。

山口県からは私と、未登録の有資格者のKさんの2名が参加しましたが、他県支部の参加者の人数に比べると少なかったのは残念でした。

研修の内容については、①倫理規定②土地家屋調査士の組織体系③土地家屋調査士の業務・会員心得・事務所経営④土地家屋調査士政治連盟について⑤各種保険⑥国民年金基金⑦職務上請求書の取扱上の注意点⑧93条調査報告書の記載方法⑨筆界特定制度、ADR⑩報酬の考え方⑪調査測量実施要領（土地）⑫

調査測量実施要領（建物）⑬オンライン申請⑭土地家屋調査士の民事責任⑮旧土地台帳・公図・閉鎖登記簿の見方⑯フリーディスカッション とかなり濃い内容でした。

とりわけ私が個人的に参考になったのは、⑧93条調査報告書の記載方法と⑬オンライン申請でした。調査報告書は書式の変更が予定されていますが、押さえるべき記載のポイントを整理することができましたし、オンライン申請についても県によって法務局の処理の仕方に多少の違いがあるように思いましたが、いろいろ気づきも多かったので今後積極的に活用していきたいと思えます。

また、今回の研修を通じて、なかなかお会いする機会がない他県の調査士の方々と交流し、情報交換することができたことは私自身刺激になり、大変有意義だったと思えます。

土地家屋調査士の仕事は奥が深く、まだまだ学ぶべきことが多いことを研修を通じて改めて実感しましたが、今回の研修で学んだことを日々の業務に生かしていきたいと思えます。

最後になりましたが、今回の研修の運営、準備にご尽力いただきました岡山会の皆様方をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上

萩支部引き受け親睦会の報告

萩支部支部長 岡村 匠

平成27年11月8日(日)、2年ぶりとなる調査士会親睦会を、萩支部引き受けで開催した。

親睦会の1週間前からは毎日、天気予報をチェックした。親睦会前は数週間、無駄なくらい快晴が続いた。いやな予感的中し、前日の天気予報は雷を伴う大雨となり、配布するパンフレットをセットしながら不安がよぎり、この日を選んだことを後悔した。

しかし、当日は奇跡とも思えるほど天気はもち(徐々に曇天となっていったが)全員が、世界文化遺産となった恵美須ヶ鼻造船所跡が見える駐車場に無事集合することができた。

大河ドラマ「花燃ゆ」効果と世界文化遺産に登録されたことで、萩は観光客が押し寄せしており、バス3台の同時移動は無理ということで松陰神社、萩反射炉、松陰誕生地をそれぞれ別々にまわることになった。私自身は親

睦会のコース選択をするために前もって訪れていたが、ボランティアガイドさんの話を聞きながら観光するのは初めてなので楽しく聞くことができた。

午後からは、萩博物館と萩焼体験の2コースに分かれ私は萩博物館の添乗にまわった。その頃には雨は本降りとなりバスは博物館のすぐそばの駐車場に停まる予定になっていたが、バスが大きいため離れたところから皆、歩くことになってしまった。また萩焼体験は時間が少し足りなかったと後から聞いた。アクシデント、アクシデントの連続でつくづく人のお世話は大変だなーと感じた1日であった。

開催に当たって、各支部長、事務局にはいろいろ手伝っていただき大変ありがとうございました。紙面を借りてお礼申し上げます。



山口会の巨星 故 三好敏夫先生を偲んで

山口県土地家屋調査士会 顧問 乗川良介

山口県土地家屋調査士会の巨星、故 三好敏夫先生を偲んで一言、書いて欲しいと杉山浩志会長よりお電話を戴き、一筆献上することと相成りました。

思い出は走馬灯のごとく、数々浮かぶのですが、その一端をのべてみたいと思います。

先生は本年9月26日お亡くなりになりました。当日の朝、三好一敏先生よりお電話を戴き、覚悟はしていたものの、突然の訃報に驚くと同時に、深い悲しみを感じました。

94歳の高齢であるので、仕方ないかと一応我心に言い聞かせ、御冥福を祈る事としました。

後日、葬儀にも参列させていただきましたが、全国各地からの弔意を表す弔電、弔詞はもちろん、生花の多さには驚くばかりであり、先生の遺徳を多くの方々に偲んでいただきました。

故三好敏夫先生は、山口会の第5代の会長として、5期10年間君臨され立派な山口会の礎を築かれました。会長退任後は、名誉会長、顧問として、私を含め後輩の育成に尽力され逝去されるまで、その任に当たり、温かく御指導戴きました。

その温厚な人柄で昭和54年には、山口地方務局長表彰を始め、昭和58年に日本土地家屋調査士会会長表彰、同年広島管区局長、昭和60年、法務大臣表彰を受賞、そして山口会においては初めての黄綬褒章を昭和63年に受章されました。

土地家屋調査士法は昭和25年に議員立法により、法律第228号で制定され、本年で65年目を迎えたのでありますが、先生はその2年後の昭和27年に登録されていますので、63年の長きに亘り、その道一筋に業務に精励されたことになり、我が業界の模範となるもので



あります。

堅い話はこれまでとして、先生は反面大変に陽気で愉快なところがあり、各種の会合の後の懇親会では、よくお酒も一緒に飲んで騒いでいただきました。

歌は決まって三波春夫の歌う忠臣蔵赤穂浪士の「俵屋玄蕃」を歌って聞かせて戴きました。

あの長い8分～9分を要する俵屋玄蕃を丸覚えされ最後まで歌っておられました。

日本土地家屋調査士会連合会でも有名な話であります。

年一回の黄綬会の席でもこの曲が流れないと終わらない程、有名でありました。

いろいろ思い出すと涙が出てきました。

会務での業績は数多くありますので、各周年記念誌を開いて昔を思い浮かべて下さい。再度先生の遺徳を偲び御冥福を祈りつつ筆を止めます。

(追記)

なお、故三好敏夫先生からのご厚志として、ご子息である三好一敏相談役が過日、会に対し20万円のご寄付をお届け下さいました。

深く感謝するとともに、この場をお借りし会員の皆様へご報告いたします。

山口青調会の活動

全国青年土地家屋調査士大会in熊本

山口青調会 宮崎敏幸

去る10月17日（土）に熊本で開催されました標記大会に、今回も山口から13名の青調会メンバーが参加してまいりました。前日入りすると言って聞かない大來会長たちとは別行動で、当日朝、下関から6名で大きなレンタカーに乗り込み出発しました。いつものごとく高速道路に乗るやいなや、クーラーボックスからその…いわゆる麦で出来た炭酸飲料を取り出し乾杯。おつまみ食べつつ「ウエットティッシュが無い」だの「山田さんのタオルなら有る！」だのとワイワイ騒ぐ姿にイケメンドライバー百合野氏も思わず苦虫を噛みつぶしたような顔になってしまいました。



苦虫を噛みつぶしたような顔（見本）



会場前で記念撮影

今回の大会テーマは「進化」ではなく「新化」。現在の立ち位置に新しいものを一つでも取り込み、変化する事で成長への糧として欲しいという想いを込めておりますとは大会実行委員長の小松祐介氏の言であります。基調講演に4つの分科会、懇親会に翌日の寸劇まで、前夜祭を含めると都合3日間にわたるプログラムとなり、なにやら今までになく気合いの入った大会のようですが、我々はSAごとのお手洗い休憩と、昼食に熊本ラーメンを食べ「ニンクすげーな」などとのたまいつつ、約45分の遅刻で既に基調講演の始まってしまっている会場へ入ります。まったく進化が無くてほんとすみません。

基調講演は宮崎県土地家屋調査士会会長 鎌田隆光氏による「田畑歩数極様に調査士の「しんか」を考える」です。宮崎県では地租改正当時、地域により測量に使われた1間の長さが6尺3寸だったり、6尺5寸などバラバラだったため筆界査定の際には地域の慣習や公図の成り立ちに特に注意が必要なことや、現在の航空写真等との重ね合せた際の実例、誤差傾向の分析などを、豊富なカラー資料と共に解説していただきます。歴史を知ること自分自身の新化に欠かせないものだと痛感します。

休憩時間には、熊本といえなにかと出てくるアイツ…そう「くまもん境界プレート」「新化」デザインタオルなど今大会オリジナルグッズを購入し、分科会へ。第1分科会「土地家屋調査士の事務所経営を再考する」、第2分科会「ヒモ調査士からの新化（網平均の勧め）、ハイブリッド測量への新化（ネットワーク型RTKの勧め）」、第3分科会「～地籍の役割と現状～」、第

4分科会「境界を探せ！おせっかい士（サムライ）の流儀」などと、どれも興味深い内容ばかりであり一つしか選択できないのは無念じゃ。コピーロボットの早期開発を切に望みます。私は第3分科会へ行き藤井十章さんの講演に耳を傾けました。地籍を通じて世界各国が目指している「Cadastre 2014」というビジョンと、日本における地籍制度の現状・課題、その中で土地家屋調査士に求められるものとは何かなど、まだまだ私の知らない世界が広がっています。



第三分科会、藤井十章さんの講演

その後270名余りの調査士がホテルの大宴会場に一堂に会し大懇親会です。年々規模が大きくなっており、もはや会場が広すぎて、人が多すぎて、何処に誰がいるのかさっぱりです。コピーロボットの早期開発を切に望みます。まあそれはともかく、とりあえずは同席の方と懇談したり、各地の日本酒を楽しんだりしつつ、名刺を忘れてきたことを深く反省します。恒例となった参加各会の一言挨拶の際、次回11月28日中国ブロック青調会大会のPRを試みますが、まとまらない話に時間が足りず、「巻き」が入ってしまい、あえなく撃沈。ちーん。ちなみに来年度の全国大会は神奈川会の担当とのことです。ちょっと遠くなりますがお時間と興味のある方は是非、ご参加されてみてはいかがでしょうか。



熊本城にて、お侍さんと一枚

翌朝は会場近くの熊本城を散策。某会員の結婚相手が早く見つかるようハート型の石を探し、記念撮影のうえ、しっかり天守閣まで上った後、10時より熊本会会員たちによる寸劇を観覧しに行ったのですが、これもまた素晴らしい出来でした。調査士の一般的な業務受託から隣地挨拶、測量、境界立会までを、各場面ごとに注意が必要なポイント等の丁寧な解説もいれながら、コミカルな雰囲気も交えつつ約一時間にわたり青調会有志の皆さんが熱演されていました。

全体的に非常に完成度が高く、新入会員等向けの研修教材にも最適と思われます。是非映像データを頂けないかなあ。

さて、寸劇を楽しんだ後は「菅野屋」というお店で熊本名物を堪能して帰途につきました。なかでも馬刺し握りと馬レバ刺しはやはり絶品でした。熊本県民はコレがあるから牛レバ刺し禁止になってもヘイキなんだとか…うらやましいなあ。



熊本青調会による寸劇、境界立会の場面



極上、馬刺にぎり

旨みの効いた黄金色スープと食感良いの自家製玉子麺。濃厚豚骨&ニンニクの熊本スタイルとはかけ離れたシンプルあっさり塩ラーメン、大変美味しゅうございました。熊本ラーメンも日々「新化」していることを痛感した夜でした。ごちそうさまでした。



黄金色のスープを黄金色の飲料とともに…

「第1回中ブロ青調会大会 in 山口」の報告

ブワーハハハァ！ワシはキングオーライ、
貴様らのバナナに屁えカマしといたぞ！それ
はまあともかく、平成27年11月28日（土）に、
中国ブロックで初の試みとなる青調会大会を
下関市で開催したのじゃァ！ワシのチカラは
偉大じゃろう？

中国5県の各県から青年調査士が集まり、
また、お隣九州ブロックや遠くは、福島・栃
木・大阪会からも実に、総勢75名による研修
会・懇親会を行ったのでアール！

研修会では、兵庫会藤井十章様を講師にお
招きして、「UAV（ドローン）・GNSSの
今後の展開、3Dモデル作成」と題し、UAV
を使った新たな写真測量の活用方法につい
て、12月10日に施行される改正航空法にも触
れながら、ご自身の経験からくる注意点等も
具体的にお話いただき、新しい技術について
学んだぞ！



実際に下関市
内で14条地図作
製が行われた地
域でドローンを
飛ばし、その結
果についても報
告してもらった

のじゃ!! …墜落したらしいがのう、ハハァ
ーン！参加者の中には、既にドローンを活
用されている者もあり、筆界特定の調査員と
して広範囲の重ねを検討するのに、今ではド
ローンは無くてはならない存在と言っていた
ことは印象的じゃったわァ!!

ドローンというと、あまり良いニュースは
報道されてないのだが、この度の研修によっ
て、次世代の測量技術として習得するに値す
るものとワシは確信しておるのじゃ。

懇親会では、せっかくこの季節にわざわざ
下関くんだりまで来ると言う、ア○どものた
めに出来る限りの“おもてなし”をしておい
てやったぞ！スプーン一杯で数千人を殺せる
という猛毒を持つあの悪魔の魚と、プレミア
商法で大儲けのあの酒じゃよ！

今回、第1回として開催したこの大会なの
じゃが、次回は広島開催が決定し、まだ青調
会のない島根会も次までに青調会立ち上げら
と宣言しおった！この先、第2回3回と回を
重ねることにより、交流を深め、単位会のみ
ならず中国ブロック全体の活性化につながる
ものとワシは確信しておるのじゃァァ！

そういや、モーリスのヤツは懇親会で一升
瓶を抱えて右往左往しておったなあ、どこへ
いったのじゃ！おいモート！あれだけ練習し
ろと言っておったのに直前に練習したうえ、
途中でどこかへ消えるとは一体どういうこと
だ！こら！そこの間抜けペンギンども！二次
会の店の子をたぶらかすでない！はあ…



会員の作るページ

旧関東軍司令部

萩支部 廣石 勝

旧満洲国を実質支配していた関東軍司令部の建物で、現在は中国共産党吉林省委員会が入っている。

中国大陸にあっては、この和洋折衷の建物は異様に見える。城は日本国内にあってこそ、綺麗に見えるのだが、ここ中国では、もろに違和感と威圧感が出ている。1934年完成し、過去に有った事を思い出させる建造物となっている。

関東軍と言えば、「泣く子も黙る」と言わ

れた位だから、その威厳を保つ為に、この位の施設が必要だったのも知れない。この建物は、旧満洲国の首都であった新京（現在の長春）市内に存在する。

昔の写真を見て違う処は、正面に大きな庭石が置かれ、前庭全体を庭木で覆っていることだ。



写真を撮っていると、どうしたことか、撮影を止められた。それにしても、何とも堂々とした建物であった！



事務局だより

会員異動状況

1. 会員入会状況

	ふりがな 氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	にしむら のぶお 西村 暢夫 (S50.7.23)	H28.1.12	〒755-0051 宇部市上町二丁目1番11号	(0836) 35-1208	(0836) 35-1308
	やまね りょうご 山根 良吾 (S57.11.21)	H28.1.12	〒747-0031 防府市迫戸町18番15号	(0835) 21-2113	(0835) 38-5683

◆新入会員よりひとこと

西村暢夫 会員

この度、調査士会に入会させて頂きました西村暢夫と申します。

これからは、調査士として公正かつ誠実に業務を行い皆様から信頼されるような調査士になれるように日々の努力をおしまず精進していこうと思っておりますので、未熟者ではありますが、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

山根良吾 会員

この度、山口会に入会させて頂きました山根良吾と申します。約10年間、父の事務所で補助者として勤務しておりました。

これまでと同様、細心の注意を払って業務にあたり、かつ土地家屋調査士としての自覚を持って更に努力をしていきたいと思っております。

ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いいたします。

2. 会員退会状況

支 部	氏 名	退会年月日	備 考
萩	三好 敏夫	H27.9.26	死亡
下 関	無敵 栄介	H27.9.30	退会
周 南	那須 元彦	H27.10.31	廃業
下 関	荒川 博	H27.10.31	廃業
下 関	木村 秀洋	H27.11.5	死亡
岩 国	中本 満生	H27.12.17	廃業
下 関	柴田 浩志	H27.12.31	廃業



訃報

萩支部 三好敏夫会員
 大正10年8月26日生（享年94才）
 昭和27年1月14日登録
 平成27年9月26日逝去



下関支部 木村秀洋会員
 昭和30年7月19日生（享年60才）
 平成14年7月22日登録
 平成27年11月5日逝去

謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

3. 会員数

平成28年1月12日現在会員数
 会員数 224 法人数 3

4. 事務所変更

支 部	氏 名	変 更 年月日	変 更 後		
			事務所	TEL	FAX
防 府	篠田 智昭	H27.12.23	〒747-0037 防府市八王子一丁目28番2号	(0835) 28-9716	(0835) 28-9717

5. TEL・FAX等変更

支 部	氏 名	変 更 事 項	変 更 後
防 府	篠田 智昭	メールアドレス	shinoyan3457@hi3.enjoy.ne.jp

会務報告

開 催 日	会 務	場 所
10月1日(木)	中山弁護士との協議及びJ R西日本との電話会議	山 口 市
10月2日(金)	第4回業務部会	調 査 士 会 館
10月4日(日)	「全国一斉！法務局休日相談所」開設	県 下 2 会 場 (山口・下関)
10月5日(月)	第3回広報部会	調 査 士 会 館
10月6・7日(火・水)	第1回境界問題相談センター認証取得準備会議	調 査 士 会 館
10月9日(金)	山林地図検討委員会	調 査 士 会 館
10月14日(水)	第3回総務部会	調 査 士 会 館
10月21日(水)	中間監査	調 査 士 会 館
	第3回財務部会	調 査 士 会 館

開催日	会 務	場 所
10月22日(木)	山口県立岩国工業高等学校PTA交流授業	岩 国 市
10月23日(金)	公嘱協会第2回理事会	調 査 士 会 館
10月28・29日(水・木)	全国会長会議	東 京 都
11月3日(火)	山口県行政書士会「ADR土業合同発表会」	山 口 市
11月6日(金)	常任理事会	調 査 士 会 館
	法務局との協議	山口地方法務局
	中山弁護士との協議	山 口 市
11月7日(土)	山口法律関連土業ネットワーク一斉共同相談会	岩 国 市
11月8日(日)	土地家屋調査士親睦会	萩 市
11月12日(木)	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査	岩 国 支 局・ 宇 部 支 局
11月13・14日(金・土)	四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会	松 山 市
11月14・15日(土・日)	自主支部長会議	防 府 市
11月17日(火)	臨時総会	山 口 市
11月20～22日(金～日)	中国ブロック新人研修	岡 山 市
11月21日(土)	中国ブロック役員会	岡 山 市
11月23日(月)	山口県宅建協会空き家無料相談会	県下8会場 (岩国・柳井・ 周南・防府・山 口・萩・宇部・ 下関)
11月27日(金)	境界問題合同相談会	萩 市
12月1日(火)	第4回会報編集会議	調 査 士 会 館
12月3日(木)	第5回業務部会	調 査 士 会 館
12月17日(木)	土地家屋調査士試験合格証書交付式	調 査 士 会 館
12月18日(金)	公嘱協会第3回理事会	調 査 士 会 館
12月24日(木)	中国ブロック協議会 広報担当者会議	調 査 士 会 館
	土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査についての報告	山口地方法務局
12月24・25日(木・金)	第2回境界問題相談センター認証取得準備会議	調 査 士 会 館

広報部より

編集後記

今年度より、広報担当理事として会報編集会議に携わらせて頂きました。昨年度までは、「会報やまぐち」が送付されてくる時に少し目を通すくらいでしたが、今年度より作製する側になり、編集の大変さと各会員の皆さまの協力が必要なことがわかりました。

さて、5月号より事務所紹介(仮称)のコーナーを設けることとなりました。このコーナーでは、会員の事務所に関する様々なことを掲載していく予定です。より面白い「会報やまぐち」になるよう心掛けていきたいと思っております。
(広報担当理事 永瀬勝博)

発行 山口県土地家屋調査士会
〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922-5975
FAX (083) 925-8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 杉山 浩志
広報担当副会長 清水 浩二
広報部長 周原 稔
理 事 永瀬 勝博
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net